

本件は九月三
一日閣議に
報告し解
毛得た。

衆甲第四五號

案起 昭和三十三年九月十八日
決定 昭和三十三年九月二十一日
施行 昭和三十三年九月二十一日

昭和三十三年九月二十二日

内閣官房長官

衆議院不當財産取引調査特別委員長宛

八月二十五日附衆不委第一五二号をもって閣議記録の提出方
について御申越があたが左記閣議書類の字を送付する。

記

記録提出

0320

National Archives of Japan

ル件
右閣議ニ供ス

二十年八月二十八日（八月二十八日附）

内閣書記官長

各省大臣

法制局長官

綜合計畫局長官

宛（各通）

戦争終結ニ伴フ國有財産ノ處理
ニ關スル件

標記ノ件本日別紙ノ通閣議決定相成候
條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

件

極秘

戦争終結ニ伴フ國有財産ノ處理ニ關スル件

昭和二〇、八、二八
閣議決定案

陸海軍所屬ノ土地兵舎其他ノ施設等ノ國有財産ハ速ニ大藏
省ニ引繼キ大藏省ハ之ヲ戰後ニ於ケル食糧増産其他民政安定及
財政上ノ財源等トシテ活用スルコトヲ期シ之カ適確ナル管理運用及處
分ニ當ルモノトス但シ將來他省所管ニ引繼クヲ適當トスルモノ及農
耕厚生施設等ノ爲急速措置スルヲ適當トスルモノハ右引繼キ
以前ニ於テ其措置ヲ採ルヲ妨ケス

内閣

閣甲 第三八六號

起

昭和三十年八月五日

閣議決定

昭和三十年八月五日

施行

昭和 年 月 日

内閣書記官

佐藤

内閣總理大臣

花押

内閣書記官長

花押

外務大臣

花押

海軍大臣

花押

内務大臣

花押

司法大臣

花押

大藏大臣

花押

文部大臣

花押

陸軍大臣

花押

厚生大臣

花押

別紙

軍其他ノ保有スル軍需用保有物資

昭和二十年八月十四日閣議決定

軍其他保有スル軍需用保有物
資資材ノ緊急處分件廢止ノ件
昭和二十年八月十四日閣議決定軍其他保有スル軍需用保有物資資材
ノ緊急處分ノ件ハ之ヲ廢止ス

三軍部業務廳、民需生産設備、及、軍需品、之、大、通、運、輸、
省、關、係、工、機、場、其、他、民、間、工、場、轉、讓、之、件、

軍其他、保有スル軍需用品、
有物資資材、緊急處分、件

八、閣議決定

陸海軍ハ速カニ國民生活安定、爲メニ寄與シ民心ヲ把握シ以テ積
極的ニ軍民離間ノ間隙ヲ防止スル爲メ軍保有資材及物資等ニ
付穩密裡ニ緊急處分ヲ措置ス

尚、陸海軍以外、政府所管物資等ニ付テモ右ニ準ズ
例示

一、軍管理工場及監督工場、管理ヲ直々ニ解除ス、此、場合製品、
半製品及原料、資材、保管ハ差當リ生産者ニ任ズ

二、軍、保管スル兵器以外、衣糧品及其、材料、醫藥品及其、材料、
木材、通信施設及材料、自動車（部品ヲ含ム）、船舶及燃
料等ヲ關係廳又ハ公共團體ニ引渡ス

三、軍作業廳、民需生産設備タリ得ルモノハ之ヲ適宜運輸
省關係、工場其、他民間工場ニ轉換ス

四、食糧（砂糖）含ム原料トスル燃料生産ニ即時停止ス
五、軍需生産ハ之ヲ直ニ停止シ工場所有ノ原料ヲ以テ
民需物資ノ生産ニ當ラシム

昭和十年十月十九日

閣内第四八二號
起
昭和十年十月十九日
閣議
昭和十年十月十九日
裁可
昭和十年十月十九日
施行
昭和十年十月十九日
通牒

内閣總理大臣花押
内閣書記官長
(田次)

内閣書記官
(佐藤江)

外務大臣花押	海軍大臣花押	大東亜大臣	松本國務大臣花押
内務大臣花押	司法大臣花押	農林大臣花押	次田國務大臣花押
大藏大臣花押	文部大臣花押	商工大臣花押	
陸軍大臣花押	厚生大臣花押	運輸大臣花押	

別紙

特殊物件處分大綱案

国立公文書館
National Archives of Japan

五月十六日

昭和二十年十月十九日 (十月十九日付)

内閣書記官長

各省大臣 宛（各通）

通
煤
案
(二)

昭和二十年十月十九日（十月十九日付）

内閣書記官長

法制局長官

情報局總裁

逓信院總裁

内閣調査局長官

宛（各通）

同文

特殊物件處分大綱案（昭二〇、五）

昭和二十年十月十九日
閣議決定

一、中央ニ於テ具体的ニ處分ヲ決定スルハ施設（小規模ノモノヲ除ク）
及重要ナル品目ノ物件ニ限り其他ノ物件及施設ノ具体的處分
ハ地方庁ヲシテ実施セシメ中央ハ其ノ方針ヲ示スニ止マルモト
スルコト

中央ニ於テ處分ヲ決定スベキ主要物件ノ品目ハ至急研究ノ上之
ヲ決定スルコト差当リ主要食糧（米、麥、雜穀、小麦及乾パン）
特殊糧食中ノ特定品塩、被服、木材、医薬品其他衛生用
物資及自動車ハ中央ニ於テ處分ヲ決定スルモノトシ至急
之が具体策ヲ樹立スルコト

二、地方ニ於ケル本處分ノ実施ノ円滑適正ヲ期スル爲各地方庁
ニ地方長官ヲ中心トシ關係官衙代表者、民間有識者等
ヲ委員トスル特別ノ委員會ヲ設ケシムルコト

差当り主食及特殊糧食中ノ特定品以外ノ食糧及家庭用雜品ノ処分ヲ速ニ実施セシムルコト

三、本件処分ハ聯合軍ノ指示ニ從フベキハ勿論ナルモ其ノ実施ニ当リテハ(一)戰災者遺族、外地引揚者、及飯還將兵ノ救護(二)食糧ノ確保及増産(三)医療救護(四)交通々信ノ復旧(五)職業輔導及教育施設ニ重点ヲ置クモノトスルコト

四、本件処分ハ実情ニ即シ且ツ迅速ニ行フコトヲ目途トスルコト
五、処分ハ國又ハ公共団体ニ於テ直接使用スルモノヲ除キ公定價格ヲ基準トスル有價交付ヲ原則トスルモ戰災者等受益者ノ性質ニ應シ事情ニ因リ無償交付ヲ行フモノトスルコト

施設ニ付テハ別途決定スルモノトス

本件收入ハ原則トシテ民生安定ノ資ニ供スル如ク措置スルコト

六、歸還外征部隊將兵及外地引揚者ニ就テハ明年三月末日迄ニ於ケル所要見込ノ物件ノ數量ヲ保留シ其ノ後ノ飯還若ハ引揚者ニ對シテハ政府ノ責任ニ於テ別途必要ナル給與ヲ行フモノトスルコト

但シ主要食糧ニ付テハ別途措置スルコト

參考

特殊物件處理委員會規定

(二。二。四。次官會議)

第一條 聯合軍ヨリ引渡ラ受ケタル特殊物件ニ關シ
重要事項ヲ處理スルタメ内閣ニ特殊物件處理委員
會ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長及委員若干名ヲ以テ之ヲ
組織ス

第三條 委員長ハ内閣調查局長官ヲ以テ之ニ充テ委
員ハ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 委員會ニ幹事ヲ置ク
關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上
司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

特殊物件處理委員會名簿

委員長

内閣調査局長官長崎物之助

委員

内閣副書記官長高木物吉

内閣調査局調査官毛里英於菟

同 右 美濃部洋次

内務省調査部長大島弘夫

大藏省國有財産部長舟山正吉

陸軍省軍務局長吉積正雄

海軍省軍務局長保科善四郎

司法省刑事局長船津宏

文部省總務室長田中義男

厚生省健民局長伊藤謹二

農林省總務局長楠見義男

商工省總務局長高嶺明達

幹事

内閣調査局調査官田邊俊雄

同 右 新原安郎

内務省調査部書記官加藤陽三

大藏省國有財産部總務課長内田常雄

大藏省官房企画課長渡辺武

陸軍省軍事課長荒尾興功

海軍省軍務部第參謀長吉田英三

司法省厚生部長土田閑

文部省總務室主事加藤清一

厚生省保護課長小島德雄

農林省物動課長渡辺伍良

委員 運輸省企画局長 小野 哲 幹事 商工調整課長 入江 弘
 逓信院總務局長 鈴木 恭一 運輸省企画課長 今井 研二
 逓信院電報課長 前田 嘉壽夫

井原孝平、森田千太郎、曾名洋

衆議院

一應
 軌
 覽

衆不委第一五二号

昭和二十三年八月二十五日

衆議院不當財産取引調査特別委員会

委員長 武 藤 運十郎

官房長官

菅 米 地 義三 殿



記録提出について

本委員会の調査上必要があるので鈴木、東久瀨、幣原各内閣に
 おける閣議の記録を至急提出せられたい。

鈴木 (三三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

衆甲四五

公文類集第七十三編

昭和二十三年

卷十六

国会
記録提出十三

国立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	28-1
	類 3180